

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和4年11月21日午後1時30分から令和4年第11回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は19名で次のとおりである。

第1番委員	岩野悦子	第11番委員	小坂倫充
第2番委員	高橋義隆	第12番委員	小野まり子
第4番委員	田口敏	第13番委員	及川宏和
第5番委員	高橋重貴	第14番委員	小嶋教三
第6番委員	名和和弘	第15番委員	山路和弘
第7番委員	高橋正則	第16番委員	高橋新一
第8番委員	松本隆	第17番委員	佐藤浩幸
第9番委員	菊地重治	第18番委員	及川和芳
第10番委員	有住寿哉	第19番委員	高橋旦志
		第20番委員	菊地成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	関口潤
事務局長補佐	阿部勝利
係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	農地法の適用外証明願の審査について
議案第4号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

議 長 只今から令和4年第11回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

議 長 只今の出席委員は、19名であります。
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には2番高橋義隆委員、4番田口敏委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。

議 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

議 務 局 長 日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 務 局 長 日程第6、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局、説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
 ——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しました。

議 長 日程第7、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

事務局 第5番委員 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
 説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。
 番号1番の案件について、5番高橋重貴委員より報告願います。
 5番 高橋です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。11月15日午前に、街地区の田口敏委員、三ヶ尻地区の有住寿哉委員、及川宏和委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。
 譲受人である [] が共同住宅1棟を建築するため、[]さん所有の田を、売買により取得し、転用しようとするものです。
 農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。
 一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自己資金により実施することを金融機関からの残高証明書により確認しています。
 現地は、西側と南側が農地と接していますが、境界にはメッシュフェンスを設置するほか、宅内はアスファルト舗装、敷砂利にて十分に転圧する計画であることから、周辺農地等への影響は発生しないものと考えられます。
 以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。
 以上で、現地報告を終わります。
 ご苦労様でした。

議 長 次に、番号2番の案件について、2番高橋義隆委員より報告願います。

第2番委員 2番 高橋です。番号2番の案件について、現地調査の報告をいたします。11月16日午前に、南方地区の山路和弘委員、佐藤浩幸委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。
 譲受人である [] さんが孫の遊び場となる庭を整備するため、[]さん所有の畑を、売買により取得し、転用しようとするものです。
 農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、第3種農地に該当することから、

農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自己資金により実施することを金融機関からの残高証明書により確認しています。

現地は、周囲が宅地に囲まれていることから、周辺農地等への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。

以上で、現地報告を終わります。

ご苦労さまでした。

次に、番号3番の案件について、15番山路和弘委員より報告願います。

議

長

第15番委員

15番 山路です。番号3番の案件について、現地調査の報告をいたします。11月16日午前に、南方地区の高橋義隆委員、佐藤浩幸委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

譲受人である[]が隣接する宅地分譲地の位置指定道路の一部として使用するため、[]さん所有の田を、売買により取得し、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自己資金により実施することを金融機関からの残高証明書により確認しています。

現地は、所有者の農地の一部となっておりますが、L型擁壁により土砂の流出を防ぐほか、雨水については道路側溝へ排水する計画となっていることから、周辺農地等への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。

以上で、現地報告を終わります。

ご苦労さまでした。

次に、番号4番の案件について、18番及川和芳委員より報告願います。

議

長

第18番委員

18番 及川です。番号4番の案件について、現地調査の報告をいたします。11月17日午後に、北部地区の岩野悦子委員、小坂倫充委員、高橋且志委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

借受人である[]さん、[]さん夫妻が、自己住宅を建築するため、祖父の[]さん所有の畑を無償で借り受け、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は農業振興地域の農用地区域外となっております。また、第2種農地に該当しますが、周辺に農地以外の場所、農用地区域外の農地かつ分断することのない農地はないことから、代替性はないものと判断されます。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額金融機関からの融資により実施することを融資証明書により確認しています。

現地は、東側が宅内通路を挟んで畑と接していますが、十分な転圧

を行うほか、砂利敷きとして周辺への土砂の流出を防ぐ計画となっていることから、周辺農地等への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。

以上で、現地報告を終わります。

議長

ご苦労さまでした。

第 5 番 委 員

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5 番高橋です。今回の案件への質問ではありませんが、宅地造成の際、周辺農地への雨水流出等の影響はないと事業者から申請がありますが、実際、今年は雨が多く、造成地から雨水の流出があり、田がなかなか乾かないということがありました。また、田の隣接地を農地転用した際、畦畔をつくってくれない業者がいます。この 2 点について、事業者へ指導できるのでしょうか。

議 事 務 局 長

事務局、説明を求めます。

5 番高橋委員のご質問にお答えします。宅地分譲を行う事業者への指導は、農地転用許可前に事務局のほうで行っております。ただいまの質問内容は、農地転用許可後に分譲して建築する業者への指導ということですが、都市建設課への建築許可の相談の際に、隣接農地を意識した工事施工を指導することができるのかなと思います。現時点で明確にできるとは申し上げられませんが、都市建設課と連携を取りつつ、畦畔の件も含めて今後どこまで指導できるか検討していきたいと思っております。

議 第 5 番 委 員 長

5 番高橋委員、よろしいですか。

はい。

ほか、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長

挙手全員であります。よって、本案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長

日程第 8、議案第 3 号 農地法適用外証明願の審査についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

事 務 局 長

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。

番号 1 番の案件について、18 番及川和芳委員より報告願います。

第 1 8 番 委 員

18 番 及川です。番号 1 番の案件について、現地調査の報告をいたします。11 月 17 日午後、北部地区の岩野悦子委員、小坂倫充委員、高橋旦志委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

申請地は、XXXXXXXXXXさん所有の畑ですが、現況は居宅兼作業場等となっています。

今回の申請に至った経緯ですが、昭和 44 年に農業用物置を新築し

た際に、その位置に先代が建築した物置があったほか、平成11年に息子が居宅の建替え新築を行った際には、先代が建築した居宅があったため、農地の認識がないまま建築したとのことでした。

今回、隣接する農地に孫の自宅を建築するため調査を行ったところ、農地であることが判明し、農地法適用外証明願の手続きが出されました。

現地を確認したところ、申請の通り、長年にわたり居宅及び農業用物置として使用されている状況で、農地に復元することは困難であると認められます。

なお、申請人からは、今回の申請に至った経緯と、今後は農地法の定めにより手続きをすることを記載した顛末書が提出されています。

以上のことから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は、相当であると判断いたしました。

以上で、現地報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号 農地法適用外証明願の審査について、賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長

挙手全員であります。よって、本案は、証明することに決定しました。

議 長

日程第9、議案第4号 金ケ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

務

局

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号 金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議 長

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

令和4年第11回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

時間 14時10分